

1. ソーシャルワーカーである精神保健福祉士

精神保健福祉士とは、1997年に成立した「精神保健福祉士法（以下、PSW法）」に定められた精神保健福祉領域におけるソーシャルワーカーの内の国家資格（名称独占）の登録者をいう。これまで精神科ソーシャルワーカー（PSW；psychiatric social worker）と呼称され、PSW法が成立する以前から精神科病院や保健機関等に所属していた。わが国では、1950年代よりアメリカから移入された精神医療を中心にした医療チームに参画したソーシャルワーカーを指し、精神障害のある人の福祉課題の解決に向けた相談援助と社会参加のための支援活動を通じ、その人らしいライフスタイルの獲得を共にめざす社会福祉専門職である。ちなみに、PSW法による国家試験の合格者数は62,018人であり、登録者数が60,814人（登録率：98.1%，2013年7月末現在）となっている。

2. 精神保健福祉士の活動領域と業務内容

主な活動領域となる医療機関は、精神科病院、総合病院精神科、精神科診療所、医療機関併設デイケアなどである。精神疾患による障害のある人の生活を支援するため、病院医療と地域生活の橋渡しを推進する地域移行や地域定着支援の業務を担い、常に権利擁護の視点を持ちながら、医師、看護師、作業療法士、臨床心理士等の多職種とのチーム医療を展開している。

精神科チーム医療の遂行では、PSW法の第41

条に他職種との連携を保つことが義務づけられているが、精神保健福祉士は医療職ではないため、医師の指示による業務を行うものではない。PSW法の同条第2項の規定では、主治医に指導を受けることが義務となっても、独自の専門的な視点に基づく判断による支援ができる。さらには、所属する医療機関内のみならず、他機関・施設との連携による相談援助や社会資源の活用などの支援活動を展開している。

2006年の「障害者自立支援法」に始まった給付法では、2012年の「障害者総合支援法」の施行となっても、精神障害者の支援が他の障害や難病と同じサービス提供体系に位置づけられ、精神障害者が地域で生活する上で、その生活がより豊かなものになるように支援するという業務を中心に担っている。その障害者総合支援法による障害福祉サービス等事業所の設置の目的に即し、そこでの業務内容や支援方法は、共通の専門性を活かしながら、それらの実践では異なる機能を果たしている。

例えば、日常生活訓練のための事業所では、家事をはじめとした具体的な日常生活場面で寄添いながら生活支援を行う。また、就労前訓練や作業を行う目的の施設では、具体的な作業を通して社会参加できるよう支援し、就労前のトレーニングや就職活動に関する助言、職場への定着のための支援などを実施している。または、相談支援事業所や地域活動支援センター等の地域生活の支援を目的とする事業所では、利用者のニーズに対応した電話や対面の相談、訪問による支援や日常生活にかかわる各種サービスの提供を調整している。その際、住居および居場所などの多様な情報提供も行うが、それらの中心業務は、関係機関間の相互連携を拡充するためのネットワークを活用し、精神障害者のよりよい生活の総合的かつ包括的な支援を展開している。

^{*1} Psychiatric Social Worker

^{*2} Tohoku University 大正大学人間学部アーバン福祉学科

行政機関では、精神保健福祉法や福祉関連法に基づいた各種支援事業や手続きの実施を担うほか、地域における精神保健福祉の充実や発展のための実態把握を踏まえ、将来を見据えた計画立案などにも関与する。そして、精神障害のある人の生活支援のためには、関係機関のネットワークづくりを図るコーディネートを中心にした就労支援、地域移行支援、地域住民への普及啓発活動などの企画・運営、およびそれらの調整活動も実施している。

司法機関・施設では、2003年に制定された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者の医療及び観察に関する法律（医療観察法）」による支援システムに基づいた役割を担う社会復帰調整官や精神保健参与員が全国的に配置されている。そして、医療観察法による指定医療機関では、チーム医療の一員として社会復帰プログラムなどの業務を担い、さらに矯正施設においても配置が進んでいる。

高齢者支援の領域では、地域包括支援センターや介護施設等を定める「介護保険法」の配置規程はなくとも任用されており、利用者やその家族の相談援助や生活支援を実施している。また、学校保健の領域では、その配置は未だ少ないが、学校におけるメンタルヘルスに係る相談援助をスクールソーシャルワーカーである精神保健福祉士が担っている。さらに労働者支援の領域では、職場でのストレスやうつ病対策、および職場復帰のための支援などの企業内や外部支援機関で任用されている。ハローワークでも精神障害者雇用トータルサポーターとして就労を希望する人々への相談援助や企業への啓発活動を展開している。加えて、都道府県・指定都市に設置される精神医療審査会や市町村が行う障害者総合支援法の障害程度区分認定審査会、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業や運営適正化委員会に参画している。

その一方、精神障害による生活困窮者への支援、自殺予防や自殺未遂を繰り返す人および自死遺族への支援、いじめ問題から自殺に至る児童・思春期の精神的葛藤や不安等に係る相談支援、児童や障害・高齢者虐待への危機介入、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存や嗜癖および問題

行動など、それら多分野の専門職との連携支援がより一層期待されている。とくに東日本大震災の支援も含め、自然災害や人為的な事故・事件などの深刻な被害状況の遭遇直後からの心のケアや生活回復の過程への支援に対応している。

以上のように広範な活動領域と業務等に即した精神保健福祉士の養成教育では、PSW法による養成カリキュラム規程に準じて展開されている。

3. 精神保健福祉士の専門職団体と養成教育団体

多様な領域の精神保健福祉士で構成される「公益社団法人日本精神保健福祉士協会（日本PSW協会：<http://www.japsw.or.jp/>）」では、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的にした諸活動を展開している。

PSW法（2010年改正）では、第38条2の「誠実義務」で「精神保健福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない」と規定され、第41条2では「資質向上の責務」として「精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」と定めている。こうした法規程の以前より日本PSW協会は、生涯研修制度によって専門性の向上に努め、5年ごと新制を定めた「認定精神保健福祉士制度」により、構成員9,200人中の1,215人（2013年7月末現在）が認定されている。

またPSW改正法は、精神保健福祉士養成における実習・演習教育の強化策として、担当教員と実習指導者の要件を定めて教育水準の担保を求めている。それらを踏まえ、精神保健福祉士の養成大学や養成施設で構成する「一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会（精養協：<http://www.jascpsw.jp/>）」は、全国の養成校（167校）で組

織し，日本 PSW 協会との連携によって専門性の高い精神保健福祉士の育成にも取り組んでいる。

■文 献

日本精神保健福祉士協会．機関誌『精神保健福祉』．